

# 悪臭防止法に基づく 臭気指数規制の導入について

～住みやすい生活環境を目指して～

須坂市

## 工場や事業場から出る悪臭に対する規制方式を変更します

須坂市では、工場や事業場から発生する悪臭を、悪臭防止法に定める22物質の物質濃度による規制を行ってききましたが、これまでの規制では対応できない複合臭や、指定された22物質以外が原因である苦情が出てきました。

そこで、悪臭防止法に基づく規制方式を、「物質濃度規制」に代え、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を評価する臭気指数規制に変更します。

(平成25年10月1日告示、平成26年4月1日施行)

良好な生活環境を実現するため、皆様のご協力をお願いいたします。

### 臭気指数とは？

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。

具体的には、事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で希釈して、嗅覚検査に合格した人6名がにおいを嗅ぎ、においのなくなったときの希釈倍率から算出します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$



臭気の判定試験  
イメージ図

### 臭気指数規制の長所は？

臭気指数規制は、物質濃度による規制では対応できない複合臭や規制の対象となっていない物質によるにおいにも対応できるという特徴があります。

また、人間の嗅覚を用いて測定する方法のため、苦情の被害感情と一致しやすく、悪臭苦情に対応するのに優れた方法であるといえます。

### 工場及び事業場のみなさんへ



工場・事業場からの悪臭発生状況を再度点検し、適切な悪臭防止対策を行うようお願いします。

### 規制対象は？

**市内すべての工場・事業場**

が対象となります。

〔家庭や自動車及び建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。〕

### 規制地域は？

**市内全域** が対象となります。

### 施行日

平成26年4月1日

